

意見書案第6号

コロナ禍での東京五輪開催中止の決断を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 6月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

コロナ禍での東京五輪開催中止の決断を求める意見書（案）

現在、国際オリンピック委員会（I O C）、公益財団法人日本オリンピック委員会（J O C）及び日本政府、東京都は、2021年の東京オリンピック・パラリンピック開催を強行しようとしています。ところが、周知のように東京をはじめ国内各地で、さらには世界各国では今日に至るまで新型コロナウイルス感染拡大で深刻な状況が続いています。有効な予防策として開始されたワクチン接種の立ち遅れも深刻であり、感染防止の決定打となるにはまだまだ時間を要する状況です。

このような状況下で、約2ヶ月後の東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催できると考えることは極めて難しい事態です。特に選手の方々は、感染拡大が心配な東京・日本の中で感染のストレスにたえずさらされ、厳しい制限を課せられて、満足のいくパフォーマンスを発揮することは大変困難と思われまます。コロナ禍での五輪開催は、オリンピック憲章にも定められている根本原則にある「平和でよりよい世界をつくることに貢献する」という目的から逸脱することになります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを7・8月に開催するためには、たくさんの医療従事者の方々をはじめ、医療施設や医療設備などの貴重な資源が必要となります。ただでさえ深刻な不足に直面している医療資源を五輪に回すことは、コロナ禍で疲弊している医療従事者の方々をさらに苦しめ、住民や参加者の不安や心配は一層高まり、いのちや暮らしを危険にさらすこととなります。

6月2日の衆院厚生労働委員会において尾身会長は東京オリンピック・パラリンピックをめぐって「今のパンデミックの状況で開催するのは普通はない。」と指摘しています。さらに国民世論の6～8割がコロナ禍での五輪の延期や中止を求めており、大会スポンサーの新聞社も五輪中止の社説を掲載したほどです。

人々の命と暮らしを守ることが、自治体の本義・責務であります。日本政府・東京都として国民の命を守ることを最優先に、コロナ禍での東京五輪開催は一刻も早く中止の決断をし、東京五輪中止をI O Cに求めるべきです。

以上のことから、地方自治法第99条により、下記事項について意見書を提出します。

記

- 1 日本政府・東京都は国民の命と暮らしを最優先に、今夏、コロナ禍における東京五輪開催は中止の決断をし、強くI O Cに求めること。
- 2 東京五輪中止によって利用可能になった各資源を、コロナの感染拡大防止対策に活用すること。

令和 3年 6月10日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣 東京都知事

意見書案第7号

脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷典男

脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める 2030 年エネルギー基本計画の改定を求める意見書（案）

気候危機により人類の持続可能性が、今、問われています。気温を 2100 年までに産業革命から 1.5°C 上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030 年第 6 次エネルギー基本計画の改定は、コロナ災害と気候危機が進んでいる今、大変大切な計画です。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030 年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

2021 年 3 月、東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年の節目を迎えました。廃炉の見通しも未だ立たず、汚染水の処理もできず、暮らしを奪われたままの方もたくさんいます。巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止すべきです。日本は約 70% の食料とほぼ 100% のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーはほぼ再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050 年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることです。

よって、取手市議会は、政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

記

- 1 国は、次期エネルギー基本計画で、2030 年度の再生可能エネルギー電力目標を 60% 以上、2050 年度には 100% を目指すこと。
- 2 国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は廃止し、石炭火力発電も段階的に 2050 年までに廃止すること。
- 3 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めること。

令和 3 年 6 月 25 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 経済産業大臣

意見書案第8号

水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 6月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 染谷 和博

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷 典男

水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書（案）

平成18年4月から施行された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。労働者側は勿論、紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても評価が高い制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判の申立件数は増加している。

また、労働審判制度は導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部及び広島地方裁判所福山支部においても取り扱いが開始された。

しかしながら、水戸地方裁判所土浦支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため茨城県南地域の住民や事業者が労働審判を利用するには、本庁がある水戸市まで出向かなければならず、移動のために多大な時間的、経済的な負担を強いられることになる。

そのため、結果として長期間の争いになることの多い通常訴訟を水戸地方裁判所土浦支部に提起したり、あるいは費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じている。

市民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、地域における司法の充実を実現するため、下記の事項が速やかに実現されることを強く要望する。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出する。

記

- 1 水戸地方裁判所土浦支部において、労働審判の取り扱いを開始すること。
- 2 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

令和 3年 6月25日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官 法務大臣

決議案第1号

国民健康保険18歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年 6月25日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

〃 〃 細谷 典男

〔提案理由〕

茨城県国民健康保険運営方針が示された今、国民健康保険の変わり目といえる状況にある。取手市に対し、子育て支援の一環として、18歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求めるため。

国民健康保険 18 歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求める決議案

令和 2 年 10 月、茨城県国民健康保険運営方針の一部改定が行われ、その中で賦課方式の統一に向けて示された。今議会の中で、取手市は 3 方式から 2 方式に変更することが明らかとなり、加入者にとっては保険税の増額が想定されることも明らかになった。

また令和 4 年度施行で、全世帯の未就学児に係る均等割保険料（税）について、その 5 割を公費（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）により軽減される。取手市は既に 18 歳以下の均等割保険税の 5 割減免を実施している。

令和 2 年度実績では、18 歳以下は 1,885 人、均等割額一人当たり【医療分が 2 万 1,000 円、後期高齢者医療分で 1 万円、合計 3 万 1,000 円】、その 5 割減免だから、18 歳以下の均等割額は一人 1 万 5,500 円となる。さらに 7 割 5 割法定減額分を踏まえると、令和 2 年度の 5 割減免分は、1,787 万円となっている。令和 4 年度から、国・県からの負担金、また 2 方式を実現すると 20 歳未満の被保険者数で按分した額を補助額として市に交付される。以上のことから市としてはさらに減額予算となる。

取手市議会は、子育て支援施策として国民健康保険 18 歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求めることを決議する。

令和 3 年 6 月 25 日

茨城県取手市議会